熊谷市産業ＤＸ推進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、公民連携で産業界のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、スマートシティを実現するため、市内事業者のＤＸ推進に資する事業に要する費用の一部について、予算の範囲内において熊谷市産業ＤＸ推進補助金を交付する。

２　市は、前項に規定する補助金の財源となる寄附金を募るため、ふるさと納税型クラウドファンディング（以下「ふＣＦ」という。）を実施する。

３　第１項に規定する補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 応募対象者　ふＣＦを活用することにより、市内事業者のＤＸを促進する事業又は自らのＤＸを推進する事業を行おうとするほか、市長が別に定める事項に該当する者をいう。

(2) 認定事業　第１０条に規定する認定を受けた事業をいう。

(3) 認定事業者　認定事業を実施する者をいう。

(4) 補助事業等　規則第２条第２号に規定する補助事業等をいう。

(5) 補助事業者等　規則第２条第３号に規定する補助事業者等をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、認定事業者とする。

（交付の対象となる事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 市内事業者のＤＸを促進する事業又は自らのＤＸを推進する事業であって、第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画に掲げる、リーディングプロジェクト「①ＤＸによる市民生活利便性向上と新たな経済活動の創出」及び「③元気で魅力的な産業の創出」の取組の方向のいずれか又は政策５「人が集い活力ある産業が育つまち」各施策の基本方針のいずれかに沿うものであること。

(2) 事業計画に実現性があり、事業の継続が期待できるものであること。

(3) １事業者につき１事業であること。

(4) 経済産業省が公表した「デジタルガバナンス・コード３．０～ＤＸ経営による企業価値向上に向けて～」の方向性に沿うものであること。

（交付の対象となる経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用で、当該各号の定めるところによる。

(1) 人件費　補助事業等に係る労働の対価となる報酬、給料

(2) 報償費　専門家謝金等

(3) 旅費　専門家旅費等（従業員旅費は除く）

(4) 印刷製本費　チラシ、パンフレット、事業案内等の印刷費等

(5) 修繕費　事業に必要な動産・不動産の修繕費等

(6) 通信運搬費　事業に必要な物品の輸送費、郵送費（レターパック及び切手等現金化が可能なものを除く）

(7) 広告費　広告宣伝、販売促進等の広告費、ビジネスプランコンテスト等の賞金等

(8) 消耗品費　消耗品（用紙、文具等）の購入費等

(9) 役務費　許可取得や特許申請等の行政書類の申請に係る費用等

(10) 委託料　事務所・店舗等の設計費や外注加工費等業務を委託する際に必要な費用、マーケティング等の市場調査の委託費、システム構築に係る委託費等

(11) 使用料及び賃借料　事務所・店舗等の開業準備に係る借上げ料（住居部分に係る費用並びに敷金、礼金、保証金、仲介手数料及び保険料は除く）、イベントの会場使用料、機械装置や備品のリース及びレンタル費等

(12) 原材料費　資材購入費等

(13) 備品購入費　事業に必要な機械装置、サーバー等の備品購入費等

(14) その他　その他市長が必要と認める費用

２　前項の経費には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を含めないものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、認定事業を実施するために必要と認められる補助対象経費とする。ただし、次に掲げる額のうち低い額を上限とし、１，０００円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

(1) 予算額

(2) ふＣＦによる寄附額（ふＣＦに係る経費を控除した額）。ただし、すでに当該認定事業に対して補助金が交付されている場合においては、当該補助金を控除した額とする。

（認定申請）

第７条　応募対象者は、認定事業として市長の認定を受けようとするときは、熊谷市産業ＤＸ推進補助金事業認定申請書（様式第１号）

に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類等の添付を省略することができる。

（1）事業計画書

（2）その他市長が必要と認める書類

（審査）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、審査に当たり、熊谷市産業ＤＸ推進事業認定審査会（以下「産業ＤＸ審査会」という。）に諮るものとする。

（産業ＤＸ審査会）

第９条　市長は、次条の規定による認定の可否等を審査するため、産業ＤＸ審査会を置く。

２　産業ＤＸ審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は産業振興部長をもって充てる。

４　委員は、別表１に掲げる者をもって充てる。

５　委員長は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて有識者を臨時の委員とすることができる。

６　産業ＤＸ審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

７　産業ＤＸ審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

８　委員は会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は議決権を有するものとする。

９　その他産業ＤＸ審査会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（事業認定）

第１０条　市長は、産業ＤＸ審査会による審査結果を踏まえ、認否を

決定するとともに、熊谷市産業ＤＸ推進補助金事業認定（不認定）通知書（様式第２号。以下「認定通知書」という。）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（ふＣＦの実施）

第１１条　市長は、前条の規定による認定をしたときは、認定事業ごとにふＣＦを実施するものとする。

２　その他ふＣＦの実施等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（交付申請）

第１２条　補助金の交付を受けようとする者は、熊谷市産業ＤＸ推進補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類等の添付を省略することができる。

(1) 認定通知書の写し

(2) 事業計画書（事業の目的、内容及び実施時期その他市長が定める事項が記載されているものに限る。）

(3) 収支計算書

(4) 見積書(補助金の交付を受けようとする事業に工事が含まれる場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第１３条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し交付の可否を決定するとともに、熊谷市産業ＤＸ推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（計画変更等の承認手続）

第１４条　前条の規定による決定を受けた補助事業者は、当該通知を受けた後において、事業計画に次に掲げる変更等が生じるときは、

あらかじめ熊谷市産業ＤＸ推進補助金事業計画変更等承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の２０パーセント以内の変更はこの限りではない。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業等の目的の達成をより効率的にするために、補助事業等の内容を変更する場合、又は、当該事業等の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

(4) 補助事業が予定内の期間に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき。

２　市長は、前項の申請があった場合には、これを審査し、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、熊谷市産業ＤＸ推進補助金事業変更等承認（不承認）及び補助金交付決定変更通知書（様式第６号）を補助事業者等に送付するものとする。

（実績報告）

第１５条　補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに熊谷市産業ＤＸ推進補助金事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類等の添付等を省略することができる。

(1) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１６条　市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その内容等を審査及び調査し、適合すると認めたときは、

交付すべき補助金額を確定し、熊谷市産業ＤＸ推進補助金額確定通知書（様式第８号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第１７条　補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　補助事業者等は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、熊谷市産業ＤＸ推進補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し等）

第１８条　市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 関係法令に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第１９条　市長は、既に交付金が交付された後に、次の各号のいずれかの事案が発生したときは、交付決定者に対し、規則第１７条の規定により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定に基づき、市長が補助金の交付の決定を取り消したとき。

(2) 第２１条第３項の規定に基づき、規則第１９条各号に規定する処分を制限された財産（以下「取得財産等」という。）を処分したことによる収入の全部若しくは一部を市に返還しようとする

とき。

（財産の処分の制限）

第２０条　補助事業者等は、取得財産等について、熊谷市産業ＤＸ推進補助金取得財産等管理台帳（様式第１０号）を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

２　規則第１９条ただし書に規定する市長が定める期間（次項において「財産処分制限期間」という。）は、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府、郵政省、自治省令第６号）別表に定める処分制限期間とする。

３　補助事業者等は、取得財産等について、財産処分制限期間が経過する前に、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する処分その他の処分をしようとするときは、あらかじめ熊谷市産業ＤＸ推進補助金財産処分承認申請書（様式第１１号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　市長は、前項の申請書の提出があったときは、交付した補助金の全部若しくは一部を市に返還させる条件又はその他必要な条件を付して承認することができる。

（書類の保管等）

第２１条　補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当補助事業等の完了した日の属する会計年度終了の日から５年間保存しなければならない。

（委任）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年９月２５日から施行する。ただし、第１２条から第２２条までの規定は令和６年４月１日から施行する。

（検討）

２　この要綱の施行後３年を目途として、状況を勘案し、要綱の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

４　前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに第１０条の規定による認定を受けた事業者に係る第３条から第２２条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則（令和６年３月７日決裁）

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和６年６月１８日決裁）

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和７年５月２１日決裁）

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年４月２３日決裁）

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

別表１

委員	総合政策部企画課長
委員	産業振興部商業観光課長
委員	産業振興部企業活動支援課長
委員	熊谷商工会議所専務理事
委員	くまがや市商工会事務局長